

(仮称)五所川原市浦・中泊ウィンドファーム事業設置計画案に係る地域の自然環境、  
景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生を図る見地からの意見

## 1 総論

(1) 本県の豊かで美しい自然環境、景観、歴史・文化等は、県民共通の財産であり、これらを良好な状態で未来の世代に継承していくことが必要である。

一方で、再生可能エネルギーは、地球温暖化の防止に資するとともに地域の活性化その他地域社会の健全な発展にも寄与することに鑑み、自然・地域との共生を前提に、円滑な導入を促進していくことが重要である。

このため、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度」の趣旨を踏まえ、関係市町村と十分に協議するとともに、周辺地域の住民等の理解を得た上で、自然・地域との共生が図られた設置計画とすること。

(2) 今後、設置計画案の内容に変更が生じた場合には、随時、関係市町村と情報を共有するとともに、変更の内容に応じて、再度、周辺地域の住民等に対する意見交換会を開催するなど適切な合意形成を行うこと。

(3) 再生可能エネルギー発電施設の設置に当たっては、共生条例ガイドラインの内容を踏まえるとともに、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例のほか、関係法令及び関係条例を確実に遵守すること。

## 2 地域区分

(1) 事業実施想定区域には、保護地域の構成要素である史跡「山王坊遺跡」が含まれる。保護地域は、原則として再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の設置はできない地域であることに留意すること。

(2) 事業実施想定区域には、保全地域の構成要素である保安林、国有林、地域森林計画対象民有林、鳥獣保護区、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例第6条第1項の規定による保全地域が含まれる。

保全地域は、共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の設置はできない地域である。このため、設置計画の検討を進める場合は、市町村が共生区域の指定を受けることを念頭に置いて、当該区域の自然環境等に対する影響をできる限り低減するなど地域との共生が図られるよう努めること。

### 3 配慮すべき事項・エリア等

(1) 事業実施想定区域には、青森県のふるさと眺望点到指定されている「唐川城跡展望台」が含まれていることから、今後の環境影響評価手続において、主要な眺望景観への影響を適切に予測し、風力発電施設の配置等の検討を行うなど、ふるさと眺望点からの景観の保全に配慮すること。

特に、景観については、最大垂直見込角等の定量的な評価のみで支障の有無を判断することができないことから、地域が守りたいと考える景観が損なわれることのないよう、設置計画の早い段階からフォトモンタージュなどを活用しながら、県及び関係市町村の景観担当課並びに周辺地域の住民等の意見を聴き、風力発電施設の配置等の検討を行うこと。

### 4 その他

(1) 事業実施想定区域の周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が存在していることから、事業者間で情報共有を行いながら累積的な環境影響を適切に評価し、その結果を踏まえて地域との合意形成を行うこと。

(2) 事業実施想定区域の一部が、現在、環境影響評価手続中である他事業者の事業実施想定区域と重複していることから、土地の所有者をはじめ周辺地域の住民等の混乱等が生じないように、事業者間で十分な情報共有、調整を行った上で設置計画の検討を行うこと。

(3) 事業実施想定区域の周辺には、共同漁業権（内共第10号及び第11号）が設定された漁場が存在しており、再生可能エネルギー発電施設の設置工事に伴う濁水等による漁場への影響が懸念されることから、今後の環境影響評価手続においてその影響の程度を明らかにし、関係漁業協同組合等との合意形成を行うこと。